The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	七年戦争を契機とするスペインの「帝国再編」：エスキラーチェの主導する植民地貿易の制度改革を中心に
Author(s)	中本, 香
Citation	Estudios Hispánicos. 2009, 33, p. 107-132
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97991
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

七年戦争を契機とするスペインの「帝国再編」
—エスキラーチェの主導する植民地貿易の制度改革を中心に—

中本　香

0．はじめに

1856年、歴史家アントニオ・フェレール・デル・リオが出版した大著『カルロス３世の治世の歴史』において、彼はインディアスの統治をテーマとする章を次の言葉で締めくくった。「事実、刷新の大部分がエスキラーチェ侯爵のおかげだった。（中略）彼は、三世紀も続いた古めかしい悪弊からのアメリカの解放をわずか三年間で実現できることを誇りに思っていた」[1]。

エスキラーチェといえば、凶作が続いていた中で小麦の公定価格撤廃を断行したことが物価高騰と全国的民衆暴動を惹起し、それによって彼自身が失脚に追いやられたことで知られる。上記の文言の「三年間」の終わりは、このいわゆるエスキラーチェ暴動の結果、彼が政治の舞台からの引退を余儀なくされた1766年春を指しているが、このように農政改革の失敗が引き起こした衝撃の大きさが強調されるあまり、エスキラーチェとアメリカの「刷新」との関連性についてはこれまであまり注目されることはなかった。そもそも、カルロス３世期の治世は、カンポマネス、フロリダブランカ、ホベリャーノスなど、エスキラーチェ暴動後に要職に就いた政治家の啓蒙的改革に焦点が当てられることが多く、そのことがエスキラーチェら治世前期の官僚たちの影を薄める結果となっている。しかし近年、暴動勃発の要因と、それが本国だけでなくアメリカにも及ぼした影響（イエズス会のスペイン領からの追放など）について詳細に研究したホセ・アンドレス・ガジェゴなど[2]は、エスキラーチェ暴動を自由主義的経済改革の試みに対して旧体制下の社会で必然的に発生することになった反動として位置づけ、萌芽的啓蒙改革の試みの意義を再検討しようとしている。またスタンレイ・ステインとバーバラ・ステインは、カルロス３世期にヌエバエスパーニャ副王領で実施された行財政改

1　Ferrer del Río, Antonio, *Historia del reinado de Carlos III en España, edición facsímil*, Madrid, 1988 (primera edición: 1856), tomo I, p.466.

2　Andrés Gallego, José, *El Motín de Esquilache, América y Europa, Madrid*, 2003.

革に関する研究の中で、植民地の政治と経済が経験した変化をエスキラーチェが統括した改革プログラムと結びつけて論じている[3]。

ところで、上記の「三年間」の始点は何を指しているだろうか。1766年春からさかのぼること三年、1763年２月のパリ条約締結をもって、ヨーロッパで展開されていた七年戦争と北米を舞台とするフレンチ・インディアン戦争に幕が下ろされた。スペインにとってこの条約は、イギリスに占領されていたハバナの奪回を実現させた点で重要な意味を持っている。しかしそのためにスペインは東フロリダの割譲や様々な商業利権の譲渡など、大きな代償を払わなければならなかった。スペインがハバナの奪回に見せたこのような執念は、七年戦争中に経験した屈辱を払拭し、防衛の要であったハバナを中心に帝国支配を再強化しようとする決意の表れだった。

本稿は、ハバナの喪失と奪回を契機として帝国再編を迫られたスペインにおいて試みられた制度改革の過程を再構築することにより、財務大臣兼軍事大臣としてエスキラーチェが発揮したリーダーシップが経済制度の自由化の始動に果たした役割を明らかにするものである。そして、彼の制度改革によって引き起こされた抵抗運動とその結果のなかから、本稿は、啓蒙改革の初期的成果を再検討するものである。

１．18世紀中葉の内政と外交

１）フェルナンド６世期の内政と外交

1761年８月13日、パリにおいてスペインとフランス両王権の間に「第三回家族協定」が締結された。当時、七年戦争という枠組みの中でイギリスとフレンチ・インディアン戦争を展開していたフランスと協定を締結することは、スペインにとって、イギリスに対する敵意の表明、さらには七年戦争への事実上の参戦を意味した。そして、翌年１月２日にイギリスから宣戦布告を受けたことにより、スペインはいよいよアメリカを舞台とする武力衝突の当事者となる。

1760年代初頭という時代背景の中で、スペインがアメリカにおいてイギリスと正面衝突したことは必然の結果だったと言えよう。というのも、エリザベス１世期の私掠船問題に始まる両国の対立は、1713年のユトレヒト条約締結以降、同条約でイギリスが獲得した商業権益をめぐって深刻化しており、

3　Stein, Stanley J. y Stein, Barbara H., *El Apogeo del Imperio. España y Nueva España en la era de Carlos III,* 1759-1789, Barcelona, 2003.

とりわけ「ジェンキンスの耳事件」(1731年)を契機に勃発した「アシエント戦争」(1739〜48年)中には、スペイン側が大西洋貿易制度の一部修正を余儀なくされるなど[4]、イギリスの圧迫はますます強まっていたからである。

確かに、フェルナンド6世の時代(1746〜58年)には、西英間の摩擦は緩和されたように思われる。この時期には、諸外国との問題よりも、内政、特に財政の立て直しとそのための改革が急務と考えられたからである。その主導役を果たしたのが、エンセナーダ侯爵である。彼は、フェリペ5世の治世末期に死去したホセ・カンピーリョの後を引き継ぎ1743年から財務大臣、軍事大臣、海軍・インディアス大臣という要職を兼任し、「万事の大臣」とも呼ばれた[5]。エンセナーダは、内務大臣カルバハルとの権力争いを制し政府内で事実上の首班となった。彼が改革に取り組んだ分野は多岐にわたったが[6]、とりわけ傾注した改革事業は経済の活性化と海軍力の強化であった。前者については、とりわけ財政の再建に力を注ぎ、「単一税 Contribución Unica」[7]の全国拡大を実現することで税負担の不均衡を是正すると同時に歳入の増大を目指した。そのために彼は大規模な統計調査(「エンセナーダ国富調査 Catastro de Ensenada」)を実施したが、計画自体がカスティーリャ地方の伝統的特権層の反発を招き、税制改正は実現には至らなかった。しかし、産業先進諸国への視察調査活動の支援[8]、後の王立銀行の前身となった王立外国為替取引所(Giro Real)の設立、流通活性化を促す交通網の整備、策具や帆布生産業の振興などの政策には、経済問題に対する彼の一貫した関心がうかがえる。また後者に関しては、海兵の増員、士官教育の充実、負傷兵の治療に貢献する外科医育成学校の創設、艦隊建造のための造船所の修復および新

4 航行日程が固定されていたため私掠船の奇襲に好都合だった定期的船団制を見直し、1735年、俊敏性の高い認可制の単独航海(レヒストロ制)が導入された。その後、1754年に、メキシコのベラクルス港へ向かうフロータ船団は年2回という定期的航海として再開されることになる。Delgado Ribas, Josep, *Dinámicas Imperiales* (1675-1796). *España, América y Europa en el cambio institucional del sistema colonial español*, Barcelona, 2007, p.186.

5 当時を代表する批評家の一人であるイエズス会士イスラ神父がエンセナーダを評してこう呼んだ。Pérez Estévez, Rosa María, *La España de la Ilustración*, Madrid, 2002, p.52.

6 その他のエンセナーダの業績として、王立芸術アカデミーの創設、歴史文書館創設の立案、アラビア語やギリシア語の法典の出版などが挙げられる。

7 旧カスティーリャ王国の平民への偏重性が著しかった旧税制を是正するために計画された。所得と不動産を課税対象としたため、特権層も納税を免れることはできなかった。1716年、王位継承戦争後に地方特別法が無効化されていた旧アラゴン連合王国の諸地方に導入されたが、特権層の反対が強かったカスティーリャへの導入は断念されていた。

8 1750-54年にヨーロッパ諸国視察に派遣されたアイルランド出身のベルナルド・ワード(?-1777年)は、その調査結果に基づき、1762年、『経済計画』(*Proyecto Económico en que se proponen varias providencias, dirigida a promover los intereses de España, con los medios y fondos necesarios*

設[9]などの政策を推進した。しかし、このような一連の活動は明らかにイギリス海軍への対抗心を示唆するものであり、アイルランド出身のウォールら親英派を警戒させた。1754年に内務大臣に就任したウォール[10]、イギリス大使キーンらの陰謀により、同年７月、エンセナーダは王権への背信を理由に逮捕、罷免され[11]、グラナダでの隠居生活を余儀なくされた。このことは、中立外交が重視され一見平和が保たれた[12]ように見えるフェルナンド６世期にあって、英仏間の戦争勃発を目前に控えた国際政治の影響を受けながら、スペインの宮廷内の政治関係にも緊張状態が高まっていたことを意味している。

２）七年戦争への参入とエスキラーチェの財政改革

以上のようにエンセナーダは失脚に追い込まれた。しかし、彼の富国強兵策は、カルロス３世の即位と同時に彼と共にナポリからやってきたエスキラーチェ侯爵へと引き継がれた。

ナポリ公国で財政業務に関わってきた経験を評価され、マドリードへの到着早々財務大臣に就任したエスキラーチェは、間もなく財政再建の手段を模索しはじめた。一般的にエスキラーチェの経済政策については、1760年代初頭にスペイン内陸部を襲った凶作による小麦価格の高騰に対処するため、1765年に小麦の最高取引価格（tasa）の廃止[13]および穀物輸入禁止の一時解禁

---

para su planificación）を執筆した（出版は1779年）。ワードの経済発展論については、拙稿「ベルナルド・ワードの経済発展論：『経済計画』にみる農業・工業・商業振興論」*Estudios Hispánicos*（大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室），第29号，2005，pp.101-126；「18世紀中葉のスペインにおける植民地統治体制改革に対する提言」，*Estudios Hispánicos*（大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室），第30号，2006，pp.123-142，を参照されたい。

9　既存のカディスのラ・カラカの施設の改修を行ったほか、カルタヘナとエル・フェロルにも新たに造船所を創設した。*op.cit.*（*La España de la Ilustración*），p.53.

10　「ウィリアマイト戦争」で敗北したジェームス派（ジャコバイト）の家系に生まれる。1716年、フランスのナントから、スペインに移り、軍事・外交の分野で経験を積んだ。オーストリア継承戦争中には、密使としてロンドンに派遣された経歴も持つ。

11　フェルナンド６世の治世において重視されていた中立政策の原則を侵し、カリブ海におけるイギリスとの開戦を君主の指示なく命じたことがキーンやウォールらによって指摘されたため。

12　外交問題に関しては、エンセナーダではなく、対話重視のカルバハルの意見が尊重され、ポルトガルおよびイギリスとの関係改善が実現した。ポルトガルとは、ペルー副王領とブラジルとの国境問題に関して両国間で公式な合意に至り、またイギリスとの間では、1750年に締結された条約によって、40万ポンドの賠償支払いと引き換えに、アシエント特権の無効化を実現させた。*op. cit.*（*Dinámicas imperiales...*），pp.181-182.

13　小麦取引自由化の実現には、商務委員会のクライウィンケルが執筆した『スペインにおける農業と工業の状況に関する論考 Discurso sobre el estado de al agricultura y las artes en España』（1760年）やカスティーリャ顧問会議のカンポマネスが執筆した『最高取引価格設定の廃止と穀

に踏み切ったこと[14]、またそのような経済制度の一部自由化がいわゆる「エスキラーチェ暴動」の間接的な要因となったことが知られている。また彼は、「死手団体」（教会、修道院）による不可譲渡財産の蓄積が国庫に引き起こす損出と国内の農地所有構造にもたらす欠陥を問題視し、1763年に教会財産の課税権を政府に帰属させることを主張すると共に、1765年にはカスティーリャ顧問会議の検察官カンポマネスらの報告に基づきながら、これら団体による新たな土地購入を政府が厳しく制限すべきだという見解を示した[15]。これは、18世紀末以降着手される一連の「永代所有財産の市場開放」へとつながる議論の出発点とみなすことができる。伝統的特権層が小麦の流通や大土地所有などから独占的利益を得ていた構造を是正しようとするこのようなエスキラーチェの姿勢が、彼らの反感を招いたことは想像に難くない[16]。

既存の制度を再検討する彼の鋭い視点は、植民地統治と大西洋貿易の問題にも向けられた。エスキラーチェの貿易問題に対する強い関心は、財務大臣就任直後から明らかだった。当時フランス商人の代理人としてマドリード宮廷で暗躍した聖職者ベリアルディがルイ15世期フランスの外相ショワズールに提出した報告文から引用するならば、「（エスキラーチェは）現在、カルロス３世陛下の財政を再建し、スペインの商業のどの分野が改善可能かということを正確に知ろうと懸命に」なっていた[17]。彼ら外国人の目にも、「（エスキラーチェが構築しようとしている）新しい財政制度は税関から利益を得ることに集約されている」と映ったことは疑いようがない[18]。すなわち、ユト

物取引（制度）の確立に関する財政的観点からの回答 *Respuesta fiscal sobre abolir la tasa y establecer el comercio de granos*』（1640年）などの提言が影響を及ぼした。穀物取引の自由化に関する論争については、Ardit, Manuel, *El siglo de las luces. Economía*, Madrid, 2007, pp.217-223を参照。

14 ナポリ時代、穀物高騰を背景とする民衆暴動を経験していたエスキラーチェは、安定した価格での十分な小麦供給の必要性を痛感していたのだった。*op. cit.* (*Apogeo del Imperio...*), p.54.

15 1737年、スペイン政府は教会財産に課される税の徴収権が世俗権力にあることを認めさせようとしたが、教皇庁は条約締結以後から所有していた財産についてはその効力が及ばないと主張した。しかも、1737年以降に「死守団体」が獲得した財産についても、政府は十分なデータを収集できずにいた。エスキラーチェは、このような状況を改善しようとしたのだった。*Ibid.*, pp.58－60.

16 これらの経済政策のほかにも、エスキラーチェはインフラの整備や公衆衛生の改善などマドリード市の近代化政策も推進した。*Ibid.*, p.53. 従って、カルロス３世に対する「史上最高のマドリード市長」という賞賛は、実際にはエスキラーチェの貢献によるところが大きいといえよう。ちなみに、エスキラーチェが布告した「服装取締令」（1766年３月10日）も、結果的にはマドリード市民の反感を招き暴動の直接的要因となったが、本来はマドリード市の治安改善を目的とする政策だった。

17 *Ibid.*,p.51.

18 *Ibid.*, p.52.

レヒト条約以降特に深刻になった貿易赤字を解消するための制度改革が議論されていたのである。

このような重商主義的観点からの貿易制度改革論は、その後「帝国再編」という視点から強化されることになる。1760年代に入り、ケベックとモントリオールが陥落しカナダがイギリス領となるなど七年戦争におけるイギリスの優勢が明らかとなり、その脅威がスペイン領、特にカリブ海に迫る中で[19]、スペインはキューバの防衛体制を強化すると同時に[20]「第三回家族協定」を締結してフランスとの協力体制を築いたが、これに刺激されたイギリスが宣戦布告してスペイン領への攻撃を開始したことは前述のとおりである。

最初の攻撃対象はキューバであった。イギリス軍は、1762年７月７日にハバナ攻撃を開始し、２ヶ月でこれを陥落させた[21]。領土獲得に伴い開始されたハバナとの貿易（黒人奴隷[22]、イギリス産工業製品、北米産農産物の大量輸出）がイギリスにもたらした利益の大きさは、キューバの獲得を「最も重要な征服だった」と評したベンジャミン・フランクリンの言葉にも表れている[23]。しかし、これは一方のスペインにとっては莫大な損失を意味した。政府は、1740～60年までの約20年間にキューバが経験していた経済発展の重要性をすでに認識しており、要塞の強化や守備部隊の増員などに莫大な費用をつぎ込んでその防衛に努めてきた。それにも関わらずハバナを喪失したことは、それ自体、スペインにとって精神的・経済的痛手であったのは明らかであるが、またそれと同時に、イギリスの攻撃が間もなくメキシコにも迫る危険性も意味していた。したがって、ヌエバエスパーニャ副王領の市場を死守するためにもスペインはキューバを奪回する必要に迫られていた。そして、七年戦争終結と同時に、東フロリダの割譲、ホンジュラス湾沿岸部における定住権とログウッドの伐採権の譲与、ニューファンドランドでの漁業権の放棄をイギリスに認めるのと引き換えに、スペインはキューバ返還を実現させた。

以上のような七年戦争の敗北とその過程でのキューバ喪失の経験がスペイ

19　1760年９月、イギリス海軍の攻撃により、スペインと植民地との連絡が遮断された。

20　1760年、新総督としてフアン・デ・プラド・イ・ポルトカレロを派遣。また、軍隊も補強した。*Ibid.*, p.62.

21　ハバナの防衛力の欠如の理由の一つには、スペインが黒人奴隷の武装化を拒否していたことも挙げられる。*Ibid.*, p.70.

22　1743～1747年に、王立特権会社である「ラ・ハバナ会社」が年平均815人を輸出していたのに対し、イギリス人商人は、獲得から撤退までのわずか11ヶ月間で3262人を輸出した。*op. cit.* (*Apogeo del Imperio...*), p.68.

23　*Ibid.*, p.68.

ン政府に植民地防衛体制の脆弱さを知らしめた[24]。内務大臣グリマルディ、海軍・インディアス大臣アリアガ、そして1763年からは軍事大臣にも指名されていたエスキラーチェの三者が、同年末に非公式で結成した評議会の目的はまさに、植民地防衛の制度改革について協議することにあった。第一の課題は、カリブ海およびメキシコ湾沿岸の要塞の補強と軍事力の強化であった。すでにキューバには、イギリスからの奪回直後の1763年６月に、無能との評価が下されたプラドに代わる新総督としてリクラ伯爵が、またハバナ港の要塞強化や現地の守備隊の増員および再編計画の監督役として将軍アレハンドロ・オレイリーが派遣されていたが[25]、ヌエバエスパーニャ副王領でも同様に防衛の強化が目指された。特に問題視されたのが、現地のクリオーリョから構成される民兵隊の武装の不十分さと士気の低さである。この弱点を解消するため、1764年11月、アンダルシア方面軍司令官だったビリャルバを指揮官とする連隊がヌエバエスパーニャに派遣され、現地で新たに招集される兵士と共に常備軍として配置されるのと同時に、旧来の民兵隊を専門的に雇用され、訓練を受けた兵士による軍隊として再生させるという役割を担った[26]。

しかし、このような軍事力の補強・防衛力の強化は、経済の発展なくしては実現できないものであった。1764年に結成される「特別評議会」（詳細については後述する）のメンバーの一人、フランシスコ・デ・クライウィンケルが『スペインがハバナの喪失から得られる利得についての論考 *Discurso sobre la utilidad que la España pudiera sacar de la pérdida de La Habana*』（1762年）の中で指摘したとおり、軍事費のために活用可能な経済力の格差が戦争の結果に直結していたのである[27]。したがって、軍事力の増強と同時に経済を発展させることこそが、エスキラーチェら三者が取り上げたもう一つのテーマであり、七年戦争への参戦以来先送りにされていた経済・財政問題が最優先の課題として掲げられた。エスキラーチェが1765年に穀物取引の一部自由化に踏み切ったことや、「死手団体」の財産所有問題に対する財務省の攻撃姿勢が1763年以降に強化されたことはその一環として理解される。しかし、

24 両国が有する戦艦の数だけを見ても、イギリスが372隻に対し、スペインはわずか84隻と、軍事力に大差があったことは明白だった。*op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.30.

25 イギリス軍の撤退を待たずして、1763年３～５月にかけて派遣が決定された。リクラもオレイリーも、1762年のポルトガル遠征で活躍した人物だった。*op. cit.* (*Apogeo del Imperio...*), p.64.

26 Elliott, J.H., *Imperio del Mundo Atlántico. España y Gran Bretaña en América* (1492-1830), Madrid, 2006, pp.440-441.

27 *op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.30.

少なくとも植民地の防衛を目的とする武装強化に関しては、増大するその経費の財源は現地アメリカに見出すべきであるという考えが政府内で主流になっていった[28]。国内の単一税計画は断念されてはいなかったものの、短期間での税収増加は見込めなかったこともあり[29]、植民地のより合理的な管理と開発に伴う財政改善と経済活動の活性化が求められたのだった。

たとえばキューバでは、新しく設置される要塞の建設費はヌエバエスパーニャ副王領の王室財源から拠出されることになっていた。しかし、それ以上の国庫負担は許されなかったため、1764年４月、現地での増収策として、売上税（アルカバラ）率の引き上げとラム酒および蒸留酒販売への課税が決定された[30]。またその他の地域でも、売上税の徴税請負制を廃止し政府の財務官による直接徴収制を復活させることや、タバコおよび蒸留酒を専売化することで王室収入の増加が図られた[31]。

またエスキラーチェは、植民地の財政運営への蔓延が疑われていた不正・腐敗も王室の利益を損なうものとして捉え、その根絶を図った。「インディアスから貧しい状態で戻ってくる役人を見たことがない」[32] というエスキラーチェの言葉には、植民地に派遣された官僚たちが現地で私服を肥やしていることに対する彼の批判が込められている。植民地での財政処理における不正については、財務省の監察官フランシスコ・デ・カラスコにより指摘されていた[33]。そこで、不正の事実を追求してその改善策を立案するため、「全土巡察官（Visitador general）」としてホセ・デ・ガルベスがヌエバエスパーニャ副王領に派遣された[34]。このとき彼には、不正・汚職の撲滅によって国庫の損出を減らすことに加え、徴税の経費を削減すること、そして最終的には現地での王室収入を増やすこと、という使命が与えられた。６年に及ぶガルベスによる活動は、副王クルイリャス伯ら行政改革反対派の妨害を受けながら

28 *Ibid.*,p.241; *op. cit.* (*Imperio del Mundo Atlántico...*), p.435.
29 *op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.256.
30 *op. cit.* (*Imperio del Mundo Atlántico...*), p.446-447.
31 *Ibid.*, p.450.
32 *op. cit.* (*Apogeo del Imperio...*), p.51.
33 カラスコの指摘によれば、ペルー、チリ、ヌエバエスパーニャ、ティエラフィルメの王室金庫に入る総額約400万ペソのうち、（本国の）王室に入るには約84万ペソだけで、残りは汚職や横領によって損失していた。*op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.259.
34 総視察の適任者は他ならぬカラスコ自身だったが、彼は家庭の事情によりこれを辞退した。続いてフランシスコ・デ・アルモナが指名されたが、この人物も航海中に病死したため、エスキラーチェの計画は半年間の延期を経て、最終的にガルベスがこの任務についた。*Ibid.*, pp. 301-302.

も一定の成果を残し、それが後に彼をインディアス担当大臣へと押し上げた業績となっただけでなく、1777年にはペルー副王領で、また1778年にはヌエバグラナダ副王領でも同様の調査事業が実施されるなど、インディアス全体における行財政改革計画の方向性を決定付けた[35]。なお、このような巡察事業と合わせて、中央集権化による帝国再編も試みられている。1764年のキューバを皮切りに徐々に導入された地方監察官制度（インテンデンテ制）は、クリオーリョの寡頭支配の道具と化した副王や高等法院などに代表される緩慢な植民地運営組織を一掃し、本国から派遣された地方監察官による合理的統治体制を構築しようとするものであった[36]。本来は地方の経済問題の最高責任者であった地方監察官を派遣するというこの新制度には、財政改善に対する期待も込められていたことは間違いない[37]。

2．大西洋貿易体制の改革

1）七年戦争参戦前の改革論

以上のような増収および行財政改革計画にも増して政府内外で活発な議論がなされたのが貿易制度改革に関するものだった。停滞した大西洋貿易を活性化することこそが、帝国再編の鍵だったのである。

貿易を経済の活性剤として重視する考え方は、フェリペ５世の時代にもすでに見られていた。例えば、1724年には、ヘロニモ・デ・ウスタリスの『商業と海軍の利益と実践 *Theorica y práctica de Comercio y de Marina*』によって重商主義的経済政策の基礎が説かれ[38]、また1743年には、インディアス大臣カンピーリョが『アメリカ新経済体制 *Nuevo sistema de gobierno económico para la América*』を発表し、貿易赤字問題に焦点をあてた。イギリスがカリブ海に領有する植民地を模範例と考えたカンピーリョにとって、インディアスは、単に国庫を潤す銀の産出地としてだけではなく本国の農産物および工業製品の市場として開発されるべき領土だった。しかし、それはカディス港に大西洋貿易

35 *cit.* (*Imperio del Mundo Atlántico...*), pp.447-448.

36 *Ibid.*, p.447.

37 地方監察官の財政管理業務に関しては、Escobedo Mansilla, Ronald, "La reformas de Carlos III y la reestructuración de la Hacienda americana," *Quinto Centenario*, no.8, Madrid, 1985, pp.68-72 を参照。

38 ウスタリスは軍務省に在籍中の1724年、かつてフランドルで過ごした約20年間に目の当たりにしたオランダ、イギリス、フランスなどの活発な商工業活動を分析対象としてこの論考を執筆した。Uztáriz, Gerónimo de, *Theorica y práctica de Comercio*, Madrid, 1724, p.2, cit. por, Fernández, R., *Gerónimo de Uztáriz* (1670-1732). *Una política económica para Felipe V*, Madrid, 1999, p.121.

の排他的特権が認められているという極めて制限性の高い当時の状況下では実現しえないものだった。このような問題点を解消するため、カンピーリョは輸出に向けられる余剰生産物を有する地方の商人に自由貿易を承認し、さらに関税面で彼らの取引を優遇しながらこれら国産品の輸出活性化を図るべきだと主張した[39]。しかし、「考えるということを知らず、何に対しても出口を与えず、あらゆることに異議を唱える、二流で下劣な閉鎖的政治家集団が存在する」と彼自身が述べたとおり[40]、旧制度に変更を加えることは容易ではなかった。

インディアス大臣の職を継いだエンセナーダは、カンピーリョが述べたような改革自体を否定する「二流で下劣な」政治家だったわけではないが、国内の税制を中心とする国家財政の再建と海軍力の強化を優先する政策をとり、大西洋貿易問題、特に認可港の全国拡大に関しては保守的な態度を示した。そこには、英仏と等距離を保つ中立外交が重視されたフェルナンド６世期にあって個人的にはフランスとの関係を重視したエンセナーダが、カディスへの代理人設置やカディス商人との姻戚関係の拡大、あるいは資金融資などの形で、間接的にインディアス貿易を支配していたフランス商人に利益を保証しようとしたことが伺える。また、私掠船からの攻撃を受けやすいという理由で1735年に廃止されていた護衛船団制による定期的航海の復活の是非についても、フランスの利害が大きく影響していたカディス商人の意見を参考にしながら、メキシコのベラクルスへ年２回向かう定期的フロータ船団を復活させる（1754年10月11日）など[41]、エンセナーダの存在によってこの時期には国家による貿易管理はむしろ厳しくなったといえる。

しかし、貿易の開放肯定論はその後も後退することはなかった。1756年６月、英仏が交戦中であることを貿易拡大のチャンスと捉えた内務大臣ウォールが商務委員会を招集し[42]、この商務委員会の意見書を基に、ヨーロッパ諸国への穀物・ワイン・蒸留酒の輸出の自由化と関税の撤廃（一部は引き下げ）が決定された。この時に商務委員会が強調した意見、すなわち自由化が王室

39　カンピーリョの経済論が後の経済政策に与えた影響については、Artola, M., "Campillo y las reformas de Carlos III", *Revista de Indias*, año XII (1952), no.50, pp.685-714.に詳しい。

40　Campillio, *Nuevo sistema de gobierno económico...*, p.285, cit. por *op. cit.* (*Dinámicas del Imperio ...*), p.185.

41　*Ibid.*, pp.185-186.

42　「穀物、ワイン、蒸留酒を海からの陸からも自由に輸出することにより」スペインの貿易を強化する可能性を分析するよう、商務委員会に命じた。当時の商務委員会には、ベルナルド・ワードやフランシスコ・デ・クライウィンケルなど、ウォール自身が登用し、また彼と同様に外国に起源を持つ家系出身で柔軟な考えを持つ人物が存在していた。*Ibid.*, p.188.

の財政にもスペインの商業にも確実な利益をもたらすという主張が、広大な市場であるアメリカにも自由化の原則を採用する可能性を政府に意識させる契機となった。この商務委員会の意見書の作成にも関わっていたニコラス・デ・モジネド（後のリャノス侯爵）は、同年、大西洋貿易の現行制度の弊害を訴える意見書を別途執筆した。モジネドによれば、スペイン王室は外国の私掠船からの攻撃を防御するため、1564年に船団制を導入したが、オランダ、イギリス、フランスは17世紀を通じてカリブ海の島々などを競って植民地とする形でこれに対抗し、これらの小さな植民地を、カリブ海および南米大陸内陸部との密輸の拠点とし、スペインから利益を奪っていた[43]。またこのような脅威に対抗するには、カディスにのみ大西洋貿易の港を限定する単一港制度は不都合だった。なぜなら、外国人商人は代理人を通じてカディスの商人社会に浸透し、大西洋貿易を事実上支配していたからである[44]。また彼は、輸出の際に課される複雑な手続きが高コストを招き、密輸業者に有利な結果をもたらしていることも指摘した。そして最終的に彼は、カディス以外の地域の商人にも植民地との直接的貿易の認可を与えるべきだと提唱したのだった。この時のモジネドの提唱は示唆に富んでいるが、彼がこの論考を提出したインディアス大臣アリアガによって黙殺されたと思われる。

しかしながら、カルロス３世の即位とエスキラーチェの財務大臣就任によって、植民地貿易改革問題はいよいよ政府の重要な議題として取り上げられることとなった。エスキラーチェがこの問題について意見を求めた人物の一人がミゲル・デ・セルベラである。セルベラは、1761年２月にエスキラーチェに提出した『スペインの商業の起源と衰退を証明するための論考 *Discurso para acreditar el origen y decadencia del comercio de España*』の中で、諸外国の密貿易とスペインの「正式な」貿易の実態を比較しながら後者の欠陥を指摘したうえで[45]、「自由」と「保護」を柱とする新制度を導入するべきだと訴えた。彼の言う「自由」とは、スペインの商人が全国の港から船団でも単独

43 例えばイギリスの南海会社は、「コレヒドールまでもが商人と化していた」南米内陸部に仲買人を送って活発な密貿易を行った。*op. cit.* (*Apogeo del Imperio...*), p.73.

44 *op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.71 y pp.189-195.

45 セルベラによれば、北ヨーロッパの商人の場合、収める輸出税が安いこと、また利益率を低く抑えることで安価で商品を供給できた。また彼らは対価物として現地の産物（藍やコチニール）を積極的に輸入し、それらアメリカ産の商品を船に載せて本国へ戻った。一方スペインから輸出される商品には何重もの税が課され、造船業も奨励されていなかったため輸送力が弱く、供給量も少なかったため、商品には必然的に高値がついた。しかも銀による支払いが求められ、その重い銀だけを載せて本国へ戻っていた。*op. cit.* (*Apogeo del Imperio...*), p.73.

でも出航でき、その際に商品リストの提示も求められない自由、すなわちスペインから出航する時には課税しない自由であり、また「保護」とは、入港する港でのみ積載商品価格の10%を関税として徴収する減税措置、造船業の振興による輸出力の強化、特定の市場を独占している特権的貿易会社の早期解体などを指した[46]。

2）七年戦争参戦後の改革論

その後政府には、セルベラらと同様に植民地貿易開放を訴える文書が数多く寄せられた[47]。それらは一貫して、他のヨーロッパ諸国産の工業製品が優勢となっている大西洋貿易をスペイン産商品の優勢に逆転させるためにカディスの一港独占を廃止すべきであるという重商主義的観点から大西洋貿易の自由化を訴えていた。

しかし、七年戦争への参戦後、ハバナを喪失した経験から、またイギリスからの新たな攻撃に備えるためにも、防衛費の急激な増大に対応できる帝国運営が急務の課題となったことは前述のとおりであり、敗戦以降は、財政の健全化を最優先とする貿易制度確立を目指した改革が急速に進展することになる。

商務委員会委員であったクライウィンケルは、スペインがイギリスの優位に立つための方策を考察した前述の論考『スペインがハバナの喪失から得られる利得についての論考』の中で、両国間の財政状況の格差に注目し、イギリスの充実した税収の大部分に貿易活動が貢献していることを評価しながら、貿易における税制度の重要性を示唆した[48]。

また彼は、翌1763年に『スペインの全ての港の無制限のインディアス貿易

---

46 *Ibid.*, pp.74-75.

47 ホセ・デ・ガルベス（仮説）の『インディアスの衰退に関する一臣民による論考と考察 *Discurso y Reflexiones de un Vasallo sobre la decadencia de nuestras Indias españoles*』（1758年）、シモン・デ・アラゴリ（後のイランダ侯爵）の『スペインの貿易の現状に関する考察 *Reflexiones sobre el estado actual del comercio de España*』（1761）、カンポマネスの『スペインのインディアス貿易に関する考察 *Reflexiones sobre el comercio español a Indias*』（1762年）。また、ウォールの信頼の厚かったベルナルド・ワードも前述のとおり『経済計画』（1762）の中で貿易自由化を説いた。ただし、その記述のそのほとんどがカンピーリョの論考の剽窃だったとされている。

48 クライウィンケルによれば、一国が国際舞台で覇権を掌握するための４要素（国土の広さ、土地の肥沃さ、海岸線の長さ、海外領土）のうち、スペインがイギリスに劣っているものは一つもなく、特にイギリスの植民地には存在しないコチニール、藍、カカオ、金銀などを産出するインディアスを領有していることは、最大の利点となりえた。それにも関わらずスペインが劣勢に陥った要因を、クライウィンケルは両国間の税制の違いの中に求めた。*op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), pp.246-247.

への開放が適当か否かに関する論考 *Discurso sobre si conviene o no abrir indistintamente y sin limitación todos los puertos de España al comercio de sus Indias*』を執筆した。その中で彼は、国内の工業製品に価格競争力が欠如しているため、諸外国からの輸入に頼ることなくアメリカ市場の需要を満たすことは不可能であるという実態が認められる以上、貿易の全国的認可は外国産工業製品の再輸出の機会拡大を惹起することになり、たとえそれと並行して農産物の輸出がある程度増加したとしても、問題の根本的解決にはつながらないと述べて大西洋貿易の無制限の開放に反対を唱えている[49]。これは確かにこれまでの開放擁護の論調に逆行するものである。しかし、彼は改革そのものを否定したわけではなく、比較的安価な国産品の輸出停滞などの問題を引き起こしていた従量制の関税（derecho de palmeo y tonelada）[50] を廃止しこれを従価制（impuesto ad *valorem*）に代えることによって貿易の活性化を目指すと同時に、農産物については旧来の関税制度を維持することによって税収の全体的安定を計るべきだと訴えている。したがってこの論考は、国内産業の保護と財政安定化の両立を意図した貿易改革論の一例といえる。

一方、アメリカからも、貿易体制の改革を訴える声が届いていた。ハバナの奪回後、エスキラーチェの命により新任のハバナ総督リクラ伯と共に現地へ派遣された工兵アレハンドロ・オレイリーとアグスティン・クラメは、増大する防衛費を国庫に頼らず現地で賄うためには植民地の経済的自立が不可欠であるという考えに基づいて、キューバおよびその他のスペイン領アンティール諸島の経済状況について調査を行うと同時に、これらの島々の経済的潜在力を活用するための方策を検討した[51]。彼らが1764年にエスキラーチェに提出した報告書によれば、特権商事会社である「ラ・ハバナ会社」（1740年創設）の運営に関わる本国の資本家には経営者としての資質が欠如しており、現地で必要とされていた消費財や奴隷を低価格で十分提供できていなかった。そのうえ、この会社の輸送船の到着は不規則だったため、外国人商人による

49 アリカンテ、マラガ、ラ・コルーニャ、サンタンデールのみ「時々」貿易への参加を認めるが、その際の商品はその地域で生産された商品に限定し（すなわち再輸出は認めない）、またカディスから出航する船団への合流を義務付けるべきだと述べている。*Ibid.*, p.248.

50 パルメオは、1720年の「フロータ船団とガレオン船団計画 *Proyecto de Flotas y Galeones*」によって導入された関税で、商品の包（fardo）や大箱（cajón）の寸法に応じて課されるため、かさばるわりに利益の少ない一般品の輸出には不利だった。またトネラダは、船の容積に応じて課されるもので、船荷の多少に関わらず固定されていた。したがって、スペースを残したまま出航することは損出につながっていたため、一定の載積量を達成するまでは出航が待たれることが多かった。

51 オライリーとクラメの報告書については、*op. cit.* (*Apogeo del Imperio...*), pp.69-71を参照。

密輸が横行し、正規の商品には大量の在庫が発生するという結果を招いていた[52]。わずか11ヶ月とはいえ、自由を享受するイギリス商人の繁栄ぶりを目の当たりにしていた現地の商人にとって、キューバに復活した緩慢な統制貿易制度の欠陥は明白であり、それに対する不満が膨らんでいたのは当然だった。しかも、キューバでは前述の通り売上税の引き上げが実施されていたうえに、さらに２ポイント増税を予定していたことから、現地の有力者なクリオーリョたちにそれを認めさせるためにも、貿易活動への直接的参加を求める彼らの声を無視することはできなかった。彼らが望んでいた貿易活動とは、現地で生産された砂糖・タバコ・穀物の輸出と、それら輸出品の生産に労働力として活用される黒人奴隷の輸入であったが、これらの貿易活動を活性化させることは、オライリーとクラメが理想として掲げた農業を基礎とするキューバの経済発展を促すものだったと言えるだろう。

３．植民地貿易の制度改革の始動と反動

１）植民地貿易改革問題に関する専門家評議会の報告書

以上のような動向と並行して、1764年７月、内務大臣グリマルディは、「スペインが植民地および諸外国と行っている貿易に見られる大きな遅れ」に関する「専門家特別評議会」を立ち上げた。ここで注意すべきは、この特別評議会の実質的な主導者がエスキラーチェであったということである。カルロス３世の改革主義において財政問題が優先され、国王がエスキラーチェに全幅の信頼を寄せていたために、エスキラーチェは国務大臣の一人としての権限を超越し、実質的に「政治首班」的立場で行動することを許されていたのである[53]。それは、グリマルディが在外大使たちに送った通達文の中の、「王室財政と貿易に関する全ての事柄は、彼（エスキラーチェ）の審査を受けなければならない」という一文からも明らかである[54]。また、内務大臣やインディアス大臣の署名で公布された通達の真の発案者あるいは発令者がエ

52　総督リクラは、イギリス撤退後もキューバに残っている外国産商品が、占領中にイギリス商人によって輸入され売れ残った商品ではなく、貿易権が付与されていないキューバの商人が輸入した密輸品であるという事実を突き止め、該当商品を没収・保管するようエスキラーチェから命じられた。これに対しリクラはエスキラーチェの期待とは反対に、クリオーリョに同情的な報告をした。彼の回答したところによると、ハバナの商人は密輸によって利益を蓄積するどころかむしろ「全員貧しく」、イギリスの占領によって大きな被害を受けた「最も哀れな人たち」であり、実際に彼らが密輸入した商品は「あまり多くなくなかった」のである。*op. cot.* (*Dinámicas Imperiales...*), *pp.*284-285.

53　*Annual Register,* tomo IX (1766), pp.14-15, cit. por *op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.281.

54　Dinámicas Imperiales..., p.283.

スキラーチェであったことも珍しくなかった[55]。

さてこの評議会には、すでに植民地防衛問題や貿易制度問題について諮問や提言をしてきたクライウィンケル、アラゴリ、モジネド、ゴオセンス[56]に加え、インディアス顧問会議の会計官トマス・オルティス・デ・ランダスリも参加した。彼はそれ以前に16年間メキシコに滞在した経歴があり、アメリカの財政・行政の現実に関する豊富な知識と会計資料を提供した。会計の専門家であるランダスリによる情報は評議会の主張に説得力を持たせることに貢献したと考えられる[57]。しかしながら、報告書の内容自体は斬新な観点や提言を含むものではなく、むしろそれまでの植民地貿易問題に関する批判や提唱の集大成ともいえるものだった。

「報告書」は、二部構成の本文に補遺を添付する形で作成された。第一部には、インディアスの征服からカルロス３世期までの大西洋貿易の歴史の概説と、現行制度の問題点が記された。中でも深刻な欠陥として指摘されたのが、カディスの一港独占、統制の厳しい認可制の定期航海、関税制度の３点である。一点目については、一港が排他的特権を享受することにより他地方の経済発展が阻害されることに加え、外国人商人による間接的支配や戦時下の敵国からの攻撃が一点に集中するため、貿易全体がそれらの影響を受けやすいという問題が指摘された。また、たとえ一港に限定するとしても、その地理的条件が招く全体的物価高が商品保管料などの運営費を圧迫している点で、カディスの選択が失敗だったという指摘もなされている。

それと同様に、続く二点目と三点目の指摘も、輸出業者の運営を圧迫する高コスト構造の要因として批判された。従量制に基づく関税徴収が輸送コストを引き上げていること、またその損出を補填するために、利益率の高い輸入品が取扱商品の中心となっていることは、それまで提出された論考からも明らかであり、今回の報告書でも同様の批判が繰り返された。

---

55 例えば、フェルナン・ヌニェス伯の『カルロス３世の生涯Vida de Carlos III』(1898年) によれば、1764年にラ・コルーニャを拠点として開始された郵船事業はグリマルディの命により導入されたものだとされているが、当時カラスコが残した史料には、それがエスキラーチェの発案によるものだったことが記されている。*op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.283.

56 オランダ起源の家系出身で、ビルバオを拠点にヨーロッパ諸国と貿易を行っていた。1763年に、スペインの輸出コストの高さを問題視し、関税制度の単純化、半官半民の海上保険会社の創設、商船隊の振興などを訴える報告書を提出していた。*Ibid.* pp.252-255.

57 例えば、600トンの商船一隻によってベラクルスに輸出される一定量の繊維製品の関税収入について、1720年の「フロータ船団とガレオン船団計画」に基づく現行制度と、報告書で提言された従価税に基づく新制度を比較し、後者の場合、31.7%の増収が見込めることを表すデータが付された。*Ibid.*, pp.270-271.

では、当時の認可制（レヒストロ）の定期航海は、輸出業者をどのような形で圧迫していたのだろうか。認可制が敷かれた航海に先立ち、荷主である商人には王室が発行する許可書の取得、また船主にはカディスの「インディアス通商院 Casa de Contratación de Indias」が統括する一連の手続きが義務付けられていたが、これらの手続きには相当の費用を要した。また、輸出に際して船団を利用する場合、１年に１～２回に限定されている機会から最大の利益を得るため、荷主側は必要最低数の船舶を出航させることで輸送コストの削減を図ろうとしたが、一方の船主側は所有する船団の構成船舶数を偽るなどして必要以上の用船料を要求した。これらの条件が、商品価格に跳ね返り、その結果競争力の欠如を引き起こした[58]。それ以外にも、このような高コスト構造に耐えうる大商人によって業界が独占され、早期の資金回収を確実にするため輸出先が銀の産出地に限定されるなどの結果も招いていた。さらに、これらが招く付随的問題点として、ラ・プラタ川やカリブ海を基地とし正規品の約半額で商品を供給していた密輸業者の繁栄、黒人労働力の供給不足によるプランテーション農業の停滞、植民地で禁止されていたブドウの栽培とワイン・蒸留酒・織物製造業の勃興なども挙げられた[59]。

報告書の第二部および補遺は、これらの問題点に対する改善策の提案に充てられた。第一に、貿易認可港の全国拡大、出航期日と目的地制限の廃止、出航手続きの簡素化など、より柔軟で活発な商取引の促進策としての「自由化」路線が示された。このうち開放される港に関しては、その選定をインディアス省に任せるとしながらも、専門家評議会の推薦リストも掲載された。それらは、本国ではカンタブリア海沿岸の７箇所、地中海地方の４箇所、アンダルシア地方の３箇所（カディスも含む）の計14港と、一方アメリカではカリブ海沿岸および群島の24箇所、メキシコ湾沿岸の３箇所、ラ・プラタ川河口の３箇所、太平洋沿岸５箇所の計34港であり、本国では北部、アメリカではカリブ海への集中が目立っている[60]。

43　一例として、ワインに関するデータが添えられている。それによれば、カディスで６～８ペソで取引される１樽のワインは、輸送料10ペソや様々な税金および積み下ろしに要する費用などが上乗せされた結果、ベラクルスでの取引額は35ペソ、またメキシコ内での最終的な販売価格は48.5ペソに跳ね上がった。*Ibid.*, p.264.

59　*Ibid.*, pp.265-266.

60　なお、輸出先選択の自由化によって一部貿易港への商品集中が予想されたが、そのような偏重の是正策として、貿易不振が予測される港には関税免除等の便宜を図ることが提案されている。これは、後の1778年の「インディアスへの自由貿易のための規定および関税」で定められた「高関税港 puertos mayores」と「低関税港 puertos menores」による差別化につながる提案だったと考えられる。

第二の提案は、関税制度の改革に関するものだった。そしてこれこそが本報告書の心髄だったといえる。なぜならこの問題は、現行制度下での過剰な税負担を軽減すると同時に、王室収入を維持あるいは増加させる新制度の構築という困難な課題を提起するものだったからである。そこで専門家評議会は、ランダスリの経験と見識を尊重しながら、従価関税を基礎とする新制度を提唱した。高額な輸入品の再輸出にとって有利だった従来の課税制度は、17世紀後半に国際関係において劣勢を強いられる中で導入されたものであったが、その原則を否定する新制度は、イギリスに奴隷貿易特権の放棄を最終的に認めさせる（1750年「エル・レティーロ条約」）など国際的地位を回復しつつあった気運を利用して抜本的な改革を断行するべきとの意思を反映したものだった。ただし、従価制への移行が国庫に損害を与えることがないよう、アメリカへの輸出の際に課される関税の場合には、国産品か輸入品か、農産物か工業製品かの別に応じて[61]、またアメリカの産物の輸出に課される関税についても、貴金属か農産物か、また農産物の中でもスペイン向けかヨーロッパへの再輸出向けかの別に応じて個別に税率を定めるなど[62]、慎重な態度が示された。さらに、スペインからの輸出に関して、農産物（小麦を除く）は国産に限定する[63]、国産の小麦と工業製品には免税特権を認めるなど、保護貿易主義の性格も顕著である。

これらの改善策は、国産品の流通コストの削減に伴う価格競争力強化を促すものとして、間接的に密輸撲滅に貢献するが、これら以外の直接的対策として、監視・取締りの強化や密輸業からの撤退者に対する利益供与なども提示された。また最後に、スペイン国内の工業に損害を与えるアメリカでのワインおよび蒸留酒の製造に関しては、新たなブドウ畑の開拓を禁止すると共に、現地産商品への８～10%の課税、流通市場の限定などの抑制策が提唱された。

61　スペイン産商品の場合、農産物（小麦を除く）の関税は５%、工業製品は非課税。輸入品の再輸出の場合、小麦は１キンタルあたり12レアル、工業製品は６%とした。

62　アメリカの産物の輸出に課される関税は、より詳細な項目設定がなされた。貴金属については、密輸の誘発を防ぐため、金は２%、銀は５%と低めに設定された。ヨーロッパで珍重される砂糖・カカオ・綿花・香辛料・染料となる木材は、スペインへ輸出する場合に３%、ヨーロッパ諸国への再輸出に際しては新たに課税しない方針が示されたのに対し、スペインで加工して再輸出されるコチニールや上質の皮革については、スペインへ輸出される際にも15～20%の関税を徴収する旨が提唱された。*Ibid.*, p.270.

63　1755年９月23日の王令で定められていた輸入ワインのアメリカへの再輸出禁止を小麦以外の全ての農産物にも適用することが提唱された。

2）1765年10月の「自由貿易令」と抵抗運動

この報告書は1765年２月14日に政府に提出され、審議の結果、同年10月16日の王令（Decreto e Instrucción）公布へとつながった。この王令は、国内の主要な９港と、アメリカでも新たにカリブ海の５つの島（キューバ、サント・ドミンゴ、プエルトリコ、トリニダード、マルガリータ）に直接的貿易権を認めた点で植民地貿易の自由化の端緒とみなすことができる。

しかしながら、評議会提案と比較すると、貿易認可港の枠は大幅に縮小され、しかもアメリカの場合はカリブ海に限定されていることが確認できる。これは、植民地防衛の要であったキューバに対しては、現地のクリオーリョを懐柔するため貿易参入の特権を譲歩的に付与したものの、政府は基本的に貿易開放に消極的であったことを意味している[64]。また、税制に関しても、輸入品の再輸出の関税率が提案の６％から７％に加重されただけでなく、免税が提案されていた国産工業製品にも６％の課税をし、また税率５％の従価税への移行が提案されていた国産農産物には現行の従量制を維持することが定められている[65]。

以上のような王令の内容からは、保護貿易主義と国庫の健全化の両立という困難なバランス調整に挑戦することよりも税収増加の方が優先されたこと[66]、また既存の制度から恩恵を受けていた保守層からの反発があったことが推測される。

事実、改革に対する保守層の抵抗は、改革議論が活発になり始めた1763年頃からすでに見られた。その先頭に立ったのが、植民地の防衛体制強化問題をエスキラーチェと共に協議していた海軍・インディアス大臣アリアガである。彼は、関税の従価制化の論調がすでに高まっていた1763年７月、立場上名前を伏せて[67]、『ブエノスアイレス、パラグアイ、トゥクマン地方との貿易におけるトネラダ税に修正を加えるべきか否かについての論考 *Dictamen sobre la conveniencia o no de modificar el importe del derecho de toneladas en el comercio con las provincias de Buenos Aires, Paraguay y Tucumán*』

64　キューバの商人にこのような特権を付与したのと引き換えに、政府は続く王令で、２％から４％に引き上げたばかりの売上税をさらに２ポイント上げて６％とすることを認めさせた。*op. cit.* (*Imperio del Mundo Atlántico...*), p.447.

65　*op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.288.

66　脚注58に示した輸出例に王令の税率を当てはめて算出すると、関税の増収率は31.7％から63％へと倍増していた。

67　匿名で公表されたものの、近年の歴史研究ではアリアガが執筆したというのが通説となっている。*Ibid.*, pp.290-291.

を発表している。これは、ペルー副王領への輸出に関し、かつてガレオン船団がとっていた航路やオルノ岬経由航路を利用した太平洋側からの流通経路ではなく、当時まで同副王領に属していたブエノスアイレスなど大西洋側の港を経た流通経路の活性化を目指した論考だった。その中で彼は、トネラダ税の廃止、すなわち従価税制への移行は、より大きな利益を追求する輸出業者が高級輸入品を中心とした貿易をこれまで以上に活発に展開する契機となり、結局はアメリカの消費者の購買能力を無視したものに他ならないとして貿易制度の改革に反対を唱えた。

そして、全国の主要９港に植民地貿易を認可した王令が公布されると、アリアガは自身の保守的立場をより明確にし、カディス商人の利益の代弁者として積極的な活動を展開することになる。しかもそれが、改革の主導者であったエスキラーチェの失脚とほぼ同時期であったことは示唆に富んでいる。すなわち、植民地貿易改革と並行して国内でも穀物取引価格設定の廃止という自由主義的発想に基づいた経済政策を断行したエスキラーチェが政治生命を奪われたことは、たとえその直接的契機が民衆暴動にあったとしても、その背景に伝統的保守層の影響力があったことを暗示しているからである。

アリアガは、インディアス顧問会議のホセ・デ・アバリアに『マラガ商人にアンティール諸島との自由な貿易を認めるべきか否かに関する論考 *Dictamen emitido a consulta de Julián Arriaga sobre la conveniencia o no de declarar libre el comercio de Málaga con las Islas de Barlovento*』を執筆させた。その内容は、大西洋貿易への新規参入が認められたマラガ商人の新制度への不満を代弁するものだったが[68]、その本質は、1765年10月の王令の欠陥を明確にすることによって、新制度自体への批判の論調を煽ることにあったと考えられる。

一方で、エスキラーチェ失脚に伴って影響力が増大したグリマルディも、貿易認可港のさらなる増加には否定的な態度を示した。というのも彼は、スペインの農産物輸出にとってより大きな可能性を持つ市場とはアメリカではなくヨーロッパであると考えており[69]、フランス政府がスペインの農産物輸入に認めていた好条件を維持するためにも、フランス商人が一定の利益を得て

68 マラガ商人の不満とは、国産ワインのアメリカ輸出に旧来の従量制が維持されたことに対するものだった。*Ibid.*, pp.295-296

69 Delgado Ribas, J. M., "Floridablanca y el planteamiento de la política agraria de Carlos III," *Estructuras agrarias y reformismo ilustrado en la España del silgo XVIII*, pp.639-661, cit. por. *op. cit.* (*Dinámicas Imperiales...*), p.281.

いる旧来の植民地貿易構造に変更を加えることは危険だと考えたからである。

改革に対する伝統的保守層の抵抗運動は、アメリカでも同時に展開された。不正の除去と財政の合理化の命を受けヌエバエスパーニャに派遣されていた巡察官ガルベスは、当時の副王クルイリャス侯爵の汚職や公金横領の事実を突き止め[70]、彼を辞職に追い込んだうえ、エスキラーチェの指名を受けて元副王の不正を追及する弾劾裁判にも調査官として参加していた。しかし、本土での民衆暴動をきっかけにエスキラーチェが失脚すると、彼は保守派のアリアガの指令により裁判担当から外されただけでなく[71]、1767年６月には、カディス商人と同様に排他的貿易権に執着するメキシコ商務館が彼の活動を非難する報告をアリアガに提出するなど[72]、逆境に追い込まれたのである。そしてここでもアリアガの策動がみられた。その方法は、インディアス省の会計士ランダスリにガルベスの活動を不当とする意見書の作成を命じるというものだった。ところでランダスリといえば、旧制度崩壊の契機となった報告書の作成に貢献した人物であり、そのような人物に改革を挫折させるための援助を求めたのは一見矛盾しているように思われる。しかし当時ランダスリは、ガルベスに対して個人的に敵意を抱いており[73]、アリアガはそれを利用してメキシコの行財政改革を止めさせようとしたのだった。上述のようなメキシコ商務館の訴えに関して1768年２月にインディアス省がまとめた２つの意見書はいずれもランダスリによって作成されたものであり、それらは一貫してガルベスの活動を不当だと批判していた。このような攻撃にも関わらず、ガルベスは新副王クロワと協力し、副王領の財政改善を示す会計資料などを本国政府に送り総視察の成果を主張したが、それらのデータの不備を指摘する意見書がランダスリから再び提出されるなど、事態は膠着状態に陥った。

最終的に、グリマルディからこの問題の解決を任されたのが、カスティーリャ顧問会議のモニーノとカンポマネスであった。かつてエスキラーチェの自由主義的経済政策の立案を補佐し、また自らもインディアス貿易に関する

70 *Ibid.*, p.304.

71 新しい調査官には、アリアガ指名のアラゴイティが着任した。このような改革反対派の活動は、1768年２月６日に、元副王クルイリャスの侯爵位奪回を実現させる形で結実した。*Ibid.*, p.305.

72 彼らの告発によると、1767年２月に公布された暫定的指令により、本国から輸入されベラクルス港で船下しされた商品の売上税は、たとえベラクルス経由で他地方へ発送される商品であっても、同港で徴収されることになったが、これは『法令集』第15編、第８巻、第41条を犯していた。このような報告を通じて、徴税を指揮するガルベスを糾弾したのだった。*Ibid.*, p.307.

73 ランダスリは、その前年の1766年、国庫の会計管理に関わる役人が従うべき規範を定めた王令の起草に関わっていたのだが、ヌエバエスパーニャの財政問題の責任者を自認するガルベスがこの規範を無視していたことを不快に感じていた。

考察を発表していたカンポマネスら啓蒙主義者がこの問題に介入したことが、植民地統治改革の運命に大きく影響したといえる。ガルベスの活動の正当性について諮問された彼らは、巡察事業の着手後にヌエバエスパーニャ副王領の財政が健全化された事実を再確認しただけでなく、1765年の王令の内容やそれ以前の一連の議論にまで遡って検討を行い、1771年４月29日、その結果を意見書としてまとめ、グリマルディに提出した。この意見書は、次の２つの成果を生んだことで重要な意義を持っている。ひとつは、ガルベスの活動の正当性を認めた同意見書によって、キューバ以外の地域への地方監察官制の導入など、ガルベスがアメリカでの必要性を訴えた諸改革に注目が集まったことである。そしてもうひとつは、この意見書を通じて、植民地貿易の自由化が一つの大義として確立されたことにある。すなわち、「自由貿易圏」の拡大を主張していたガルベスの主張が認められ、同年７月９日、ユカタンとカンペチェにも貿易権を付与する王令が公布されたのである。これによって、大西洋貿易の自由化路線が決定的となり、最終的には1778年に、イベリア半島の13港とバレアレス諸島およびカナリア諸島の港、植民地の24港を貿易認可港とすると共に、重商主義的関税制度を定めた[74]「インディアスへの自由貿易のための規定および関税 *Reglamento y Aranceles Reales para el comercio libre de España a Indias*」の公布へと至ることになる[75]。貿易制度の改革以後、19世紀までにアメリカへの輸出量が４倍に増加した事実からも[76]、自由化の意義は大きかったといえよう。

４．おわりに

本稿は、七年戦争を契機とするスペインの帝国再編の一環として試みられた植民地経営の改革事業のなかでも、とりわけ財政の健全化に貢献するという意味で正当化された大西洋貿易の「自由化」が始動するまでの過程を辿る

74　スペイン産の商品（農産物・工業製品）に対する関税税率が1.5%または３%に軽減されたのに対し、外国からの輸入品の再輸出の場合は４%または７%で維持され、さらに織物の輸出に関してはスペイン産のものに限り以後10年関税を免除することが定められた。

75　1778年の自由貿易令の公布に至る議論と結果については、Garccía-Baquero González, Antonio, *El Libre Comecio a examen gatitano. Crítica y opinión en el Cádiz mercantil de fines del siglo XVIII*, Cádiz, 1999, に詳しい。

76　スペインから植民地への輸出量は1778年から1796年の間に約４倍に増加しており、輸出に占めるスペイン産の商品の割合も、1778年には38%だったが1796年には52%にまで増加した。Fisher, John, *Comercial relations between Spain and Spanish America in the era of free trade*, 1778-89, University of Liverpool, 1985, pp.88-89, cit. por Tedde de Lorca, Pedro, "Política financiera y política comercial en el reinado de Carlos III," VV.AA., *Carlos III y la Ilustración*, p.214.

ことから、従来、スペイン本国においては農政改革の挫折者として知られるエスキラーチェが貿易制度の改革に果たした役割を再評価するとともに、保守層の抵抗と主導者の失脚にも関わらず推進された植民地統治体制の変革の中に、エスキラーチェ暴動前後の啓蒙改革の連続性を明らかにすることを試みた。

アメリカ植民地の商業利権をめぐるイギリスとの対立が深刻化するなか、スペインは満を持して七年戦争に参戦したが、植民地統治の要であるハバナが敢え無く陥落するなど、その軍事力の脆弱さを露呈する結果を招いただけだった。ハバナの経済的重要性を十分に認識し、すでにその要塞強化に努めてきたスペインにとって、この敗北の衝撃は大きく、またイギリスの脅威がメキシコをはじめとするアメリカ本土の市場に迫る危険性を排除するためにも、植民地防衛体制を強化することが急務となった。このとき、財務大臣および軍事大臣を兼任していたのがエスキラーチェである。1763年末、彼の呼びかけにより、政府内で植民地防衛の制度改革についての協議が始まった。この協議において、軍事力の補強・防衛力の強化が最終的な目標であったことは間違いないが、それは経済発展を基盤とした財政余力のある国家でなければ実現できないものであり、七年戦争への参戦以降先送りにされていた経済・財政問題を最優先とする富国強兵政策が推進されることとなった。エスキラーチェが1765年に穀物取引の自由化を断行したことはその一環として理解されるが、少なくとも植民地の防衛を目的とする武装強化の経費は、植民地の合理的開発によって賄われるべきだという見解が政府内で主流となっていった。

そのため、売上税の増税や全土巡察の徹底などの財政改善策が始動したが、それら以上に大きな可能性を持つものとして注目されたのが大西洋貿易の制度改革であった。すなわち、停滞した植民地貿易の活性化を通じた経済発展に帝国再編の鍵が見出されたのである。

植民地貿易活性化は、重商主義的観点に基づき、すでに18世紀前半から論じられていた。例えばカンピーリョは、1743年、本国の農産物および工業製品の市場としてのインディアス開発の重要性を説いている。彼は特に、国産品輸出にとっての障害となっているカディスの一港独占制度と高関税政策を批判したが、18世紀中ごろのスペインでは貿易の自由化の意義は理解されなかったようである。フェルナンド６世の治世下で政治の実権を握ったエンセナーダは、フランスとの友好関係を重視していたため、輸入品の再輸出に有

利な現行制度維持の方向性を示した。また1756年に現行制度の欠陥を鋭く指摘した論考をモジネドから受け取ったアリアガも、カディス商人の利害を擁護する立場から、モジネドの提言を黙殺した。

しかし、エスキラーチェの登場によって貿易制度改革は大きく進展する。この問題に関する彼の関心の大きさは財務大臣就任直後から顕著であり、1761年２月には、「自由」と「保護」を柱とする新制度構築を説いたセルベラの論考に改革の着想を得ていた。そのような重商主義的観点からの改革論が次々と提出されるなか、ハバナの喪失を契機として防衛強化と財政改善の必要性が政府内で痛感されたことが、植民地貿易の制度改革議論に弾みをつけた。商務委員会委員のクライウィンケルは、国産商品を中心とする輸出の活性化と王室収入の増加を両立するため、関税徴収を従量制から従価制に変更すべきだと訴え、またキューバに派遣されていた工兵オレイリーとクラメは、植民地の経済的自立を促すために、現地商人の貿易参入を可能にすること、すなわちアメリカでも現行の２港（ベラクルスとポルトベロ）以外の港にも貿易権を認める必要性を唱えた。

そしていよいよ制度改革が実現へ向かう。それに貢献したのが、1764年７月にエスキラーチェが召集した「専門家特別評議会」の報告書である。この報告書は、まず、本国の一港とアメリカの二港による貿易の独占、高コストを招く認可制の定期航海、外国製品の再輸出に有利な従量制に基づく関税徴収、またそれらが引き起こす密輸の横行と現地での製造業の勃興という問題点を整理し、さらにそれらの改善策として、貿易認可港の全国拡大、出航日程や目的地が制限されない自由な航海、国産品の輸出を促しながら関税収入も増加するよう項目ごとに税率を設定した関税制度などを提唱しており、まさにそれまでの改革論の集大成として位置づけられる。しかも、この報告書の作成にあたり、インディアス省の会計士ランダスリが提供した緻密なデータや計算が活用されていたことが、「専門家評議会」の主張に説得力を持たせたと考えられる。

この報告書の内容が検討された結果、1765年10月に「アンティール諸島自由貿易令」が公布された。これは、「第一次自由貿易令」と位置づけられるもので、これによって、従来の三港に加え、スペインの主要８港とハバナをはじめとするカリブ海の５港にも貿易港としての特権が与えられた。したがってこの王令を、植民地貿易の自由化の端緒とみなすことができるのは確かである。しかし、評議会の提唱と比較すると、貿易認可港の数は大幅に縮小されてお

り、しかもアメリカの場合は新たな貿易港がカリブ海に限定されたこと、また税制に関しては、税収増加が追求された結果輸出業者の税負担はむしろ重くなるなど、自由化を標榜する者たちを満足させられるものではなかった。

一方、従来の排他的特権を享受してきたカディス、メキシコ、ペルーの商務館所属の商人にとっては、この王令は利権縮小を意味するものであった。したがって彼らは、彼らの利害を代表するアリアガを通じて自由化の進展を阻止する運動を展開した。図らずもそれは、貿易自由化と並行して様々な自由主義的経済政策を推進しようとしていたエスキラーチェが失脚し、さらには彼がメキシコに派遣していた巡察官ガルベスの活動が現地の保守的商人集団から批判を受けていた時期と一致していた。アリアガはこれらメキシコの商人の主張を擁護し、ガルベスの活動を不当とする意見書を提出することによって、ヌエバエスパーニャ副王領での巡察を挫折させ、ひいては改革の機運そのものを後退させようとした。

しかし、ガルベスの巡察をめぐる問題の解決がカスティーリャ顧問会議のカンポマネスとモニーノに一任されたことが、改革推進派に幸いすることになる。かつてエスキラーチェと共に財政問題に取り組んだ経験を持つ啓蒙主義者カンポマネスらが植民地運営の合理化と貿易の自由化の意義を理解できないはずはなかった。彼らは、ガルベスの厳しい徴税を正当と評価しただけでなく、ユカタンとカンペチェを新たに貿易港として認めるべきだとする彼の主張も妥当と認めたのだった。これをきっかけに植民地貿易の自由化が一つの大義として確立されたことが、1778年の「自由貿易のための規定および関税」の公布という成果を生むことになる。

以上のように、七年戦争を契機として帝国の再編と財政状況の改善を強いられたスペインは、植民地統治体制の改革、とりわけ大西洋貿易の自由化によってこの課題の克服を目指した。植民地経営の問題をはじめ様々な側面から経済の近代化を試みたエスキラーチェが失脚を余儀なくされた事実は、啓蒙改革に対する伝統的価値観の反発を示唆しているが、彼の改革精神はカンポマネスら次の世代へと引き継がれ、啓蒙改革は本格化するのである。

＜参考文献＞

Alfonso Mola, Marina, "El tráfico marítimo y el comercio de Indias en el siglo XVIII," *Cuadernos Monográficos del Instituto de Historia y Cultura Naval, XXVI Jornadas de Historia Marítima: "Arsenales y construcción naval*

en el siglo de la Ilustración", vol 41, Madrid, 2002, pp.105-129.

Andrés Gallego, José, *El Motín de Esquilache, América y Europa*, Madrid, 2003.

Ardit, Manuel, *El siglo de las luces: Economía*, Madrid, 2007.

Artola, Miguel, Artola, M., "Campillo y las reformas de Carlos III", *Revista de Indias*, núm50, 1952, pp.685-714.

—"América en el pensamiento español del siglo XVIII," *Revista de Indias*, tomo XIX (núms. 115-118), 1969, pp.52-77.

Bustos Rodrígtuez, M., *Los comerciantes de la carrera de Indias en el Cádiz del siglo XVIII* (1713-1775), Cádiz, 1995.

Delgado Ribas, Josep M., *Dinámicas Imperiales* (1675-1796). *España, América y Europa en el cambio institucional del sistema colonial español*, Barcelona, 2007.

Elliott, J. H., *Imperio del Mundo Atlántico. España y Gran Bretaña en América* (1492-1830), Madrid. 2006.

Domínguez Ortiz, Antonio, *Carlos III y la España de la Ilustración,* 5ª edición, Madrid, 1990.

Escobedo Mansilla, Ronald, "Las reformas de Carlos III y la reestructuración de la Hacienda americana," *Quinto Centenario*, 8, Madrid, 1985, pp.61-82.

Fernández Durán, Reyes, *Gerónimo de Uztáriz* (1670-1732). *Una política económica para Felipe V*, Madrid, 1999.

Ferrer del Río, Antonio, *Historia del reinado de Carlos III en España*, tomo I, edición facsímil (primera edición, 1856), Madrid, 1988.

Gómez Urdáñez, José Luis, *Fernando VI*, Madrid, 2001.

—"Ensenada, hacendista ilustrado," *El Catastro de Ensenada: magna averiguación fiscal para alivio de los vasallos y mejorar conocimiento de los reinos:* 1749-1756, Madrid, 2002, pp.83-100.

García-Baquero González, Antonio, *El Libre Comercio a examen gatitano. Crítica mercantil de fines del siglo XVIII*, Cádiz, 1999.

Guimerá Ravina, Agustín (ed.), *El reformismo borbónico*, Madrid, 1996.

Marcos Martín, Alberto, *España en los siglos XVI, XVII y XVIII. Economía y Sociedad*, Barcelona, 2000.

Perdíces de Blas, Luis, "Debate sobre el comercio colonial," *Diccionario de Pensamiento Económico en España.* 1500-1812 (ed. por Perdices, L. y

Reeder, Johon), pp.88-95.

Pérez Estévez, Rosa María, *La España de la Ilustración*, Madrid, 2002.

Rodríguez Casado, Vicente, *La política y los políticos en el reinado de Carlos III*, Madrid, 1962.

Rodríguez Labandeira, José, "La política económica de los Borbones," *La economía española a final del Antiguo Régimen*, IV, Madrid, 1982, pp.107-184.

Stein, Stanley J. y Stein, Barbara H., *El Apogeo del Imperio. España y Nueva España en la era de Carlos III,* 1759-1789, Barcelona, 2003.

Téllez Alarcia, "Guerra y regalismo a comienzos del reinado de Carlos III: el final del ministerio Wall," *Hispania*, LXI3. núm.209, 2001, pp.1051-1090.

Tedde de Lorca, Pedro, "Política financiera y política comercial en el reinado de Carlos III," VV.AA., *Carlos III y la Ilustración*, 1989, pp.139-217.

中本　香,「ベルナルド・ワードの経済発展論：『経済計画』にみる農業・工業・商業振興論」, *Estudios Hispánicos*（大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室), 第29号, 2005年, pp.101-126.

―「18世紀中葉のスペインにおける植民地統治体制改革に対する提言」, *Estudios Hispánicos*（大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室), 第30号, 2006年, pp.123-142.